

東地企第122号
平成31年3月22日

行政文書不開示決定通知書

山中理司様

東京地方検察庁検事正 甲斐行夫



平成31年1月23日受付(受付第9号)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称(行政文書開示請求書に記載された名称等)
どのような企業や団体にいかなるやり方で照会をすれば、どのような情報を手に入れられるかが書いてある、東京地検特捜部のマニュアル(最新版)

2 不開示とした理由

請求に係る行政文書を開示することにより、法人に関する情報が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(法第5条第2号イ)があるほか、検察庁における捜査手法等も明らかになり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ(法第5条第4号)があるため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

* 担当課等 東京地方検察庁 情報公開係(担当者:伊藤、河野)

電話03-3592-5611 (内線:3993, 3994)